

1. 富山県障害者施策推進協議会の根拠法令について

(1) 障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号) (最終改正 H23. 8. 5 法律第 90 号)

(都道府県等における合議制の機関)

- 第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。
- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができるよう、配慮されなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- (4 項、5 項略)

(2) 富山県障害者施策推進協議会条例 (昭和 47 年 10 月 16 日県条例第 47 号) (H6 条例 4・改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 1 項に規定する機関の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 障害者基本法第 36 条第 1 項に規定する機関の名称は、富山県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 市町村の長
- (2) 県及び関係行政機関の職員
- (3) 学識経験のある者
- (4) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、前項第 1 号及び第 2 号の委員にあつてはそれぞれその職にある期間とし、同項第 3 号及び第 4 号の委員にあつては 2 年とする。ただし、同項第 3 号及び第 4 号の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(以下略)

2. 富山県自立支援協議会の根拠法令について

(1) 障害者自立支援法 (H17.11.7 法律第123号) (最終改正 H24.6.27 法律第51号)

(自立支援協議会の設置)

第89条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るために、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会を置くことができる。

2 前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

（以下略）

(4) 富山県自立支援協議会設置要綱 (H20.6.11)

（設置）

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第89条の2に基づき、県内における障害者及び障害児への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関、関係団体等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、富山県自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 県全体の相談支援体制の構築に関すること。
- (2) 相談支援従事者その他の障害者の自立支援に携わる者の研修に関すること。
- (3) 専門的分野の支援方策に関すること。
- (4) その他障害者自立支援法の円滑な施行に関すること。

（組織等）

第3条 協議会の委員は、富山県障害者施策推進協議会（以下「施策推進協議会」という。）の委員をもって充てる。

2 協議会の会長は、施策推進協議会の会長をもって充てる。

3 協議会に、専門事項について協議を行うため、専門部会を置くことができる。

（以下略）